

航空法改正と文化財保護の関連について

改正航空法の概要（施行日：平成 27 年 12 月 10 日）

- ① 以下の空域では、**国土交通大臣の許可を受けなければ、無人航空機を飛行させてはならない**
 - (1) 空港周辺など、航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域
 - (2) 人又は家屋の密集している地域の上空（→国勢調査の結果による「人口集中地区」）
- ② 無人航空機を飛行させる者は、**国土交通大臣の許可を受けた場合を除き、以下の方法により飛行させなければならない**
 - (1) 日出から日没までの間で飛行させること
 - (2) ドローン及びその周囲の状況を目視により常時監視すること
 - (3) 地上・水上の人・物件との間に**一定の距離（30メートル）**を保つこと
 - (4) **祭礼など多数の者の集合する場所**（集合する者の人数や密度だけでなく、特定の場所や日時に開催されるものかどうか、また、主催者の意図等も勘案して総合的に判断）**の上空以外**を飛行させること
 - (5) **爆発物**など**危害・損傷のおそれのある物件を輸送しない**こと
 - (6) 原則としてドローンから**物件を投下しない**こと

文化財の保存・活用との関連

★ ドローンの落下により、寺社等に密集して集合している人・物件に被害が生じないか。（例：善光寺の事案）

➡ ②(4)により、**原則として祭礼や縁日など多数の者が集合する場所の上空を避けて飛行**しなければならないため、被害は防止。

★ 過度な規制により、自らドローンを活用したい場合にも飛ばせないことにはならないか。（例：航空写真の撮影）

➡ ②の6つの事項を守れば、①の空域以外では**自由に（※）ドローンを飛ばせる**ため、有効活用は阻害されない。

※無人航空機を飛行させるもの及びその関係者、それらが所有又は管理する物件については、30メートルの距離を保つ必要がない。

★ 地方の無人の寺社等で、危険な物件がドローンから投下されるなどして被害が生じないか。（例：火炎びんの投下）

➡ ②(3)(5)(6)により、**原則として物件からは一定の距離が置かれ、爆発物の輸送や物件の投下も禁止される**ため、被害は防止。

その他の注意事項

無人飛行機（ドローン、ラジコン等）の安全な飛行のためのガイドライン（国土交通省 航空局）

3. 注意事項（抄）

(5) その他の関係法令の遵守等

- ・自治体が、その管理する公園等の上空におけるドローンの飛行を禁止していることがあります。また、**重要文化財を含む神社仏閣等の管理者が、敷地上空での無人航空機の飛行を禁止する看板を掲示している場合もあります**。土地の所有者等が、その土地の上空での無人航空機の飛行を禁止する旨の表示等を行っている場合には、その**土地の上空では無人航空機を飛行させない**ようにしましょう。（第三者の所有する土地の上空で無人航空機を飛行させる場合、所有権の侵害とされる可能性があります）
- ・無人航空機を利用して映像を撮影し、インターネット上で公開する場合は、「『ドローン』による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン」（総務省）に従って、**第三者のプライバシー等に注意**しましょう。
- ・無人航空機により**他人の身体や財産に危害を加えることは、処罰の対象になる可能性があります**。